

広島県文化財保護審議会平成29年度第2回会議議事録

平成30年1月22日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会平成 29 年度第 2 回会議議事録

平成 30 年 1 月 22 日 (月) 午前 10 時開会

午前 11 時 50 分閉会

1 出席委員 (17 名)

会 長	福 本 幸 夫	(元広島市安佐動物公園園長〔前帝京科学大学教授〕)
会長職務代理者	安 藤 福 平	(元広島県立文書館副館長)
	伊 藤 奈 保 子	(広島大学大学院准教授)
	上 薊 四 郎	(笠岡市立竹喬美術館館長)
	岡 崎 環	(元広島修道大学非常勤講師, 広島民俗学会常任理事)
	於 保 幸 正	(広島大学名誉教授)
	岸 泰 子	(京都府立大学准教授)
	佐 竹 昭	(広島大学名誉教授)
	鈴 木 康 之	(県立広島大学教授)
	竹 下 俊 治	(広島大学大学院教授)
	棚 橋 久 美 子	(広島国際学院大学非常勤講師)
	中 原 ゆ かり	(愛媛大学教授)
	濱 田 宣	(徳島文理大学教授)
	林 武 広	(広島大学名誉教授, 比治山大学教授)
	藤 田 盟 児	(奈良女子大学研究院教授)
	藤 野 次 史	(広島大学総合博物館教授)
	吉 野 由 紀 夫	(東和環境科学株式会社顧問)

2 出席特別委員 (1 名)

石 岡 清 秀 (広島県銃砲刀剣類登録審査委員)

3 欠席委員 (4 名)

秋 山 伸 隆	(県立広島大学教授)
熊 原 康 博	(広島大学大学院准教授)
鈴 木 理 恵	(広島大学大学院教授)
福 田 道 宏	(広島女学院大学准教授)

4 出席職員

加 藤 謙 (広島県教育委員会事務局管理部文化財課長)

広島県文化財保護審議会平成 29 年度第 2 回会議日程

日時 平成 30 年 1 月 22 日（月）午前 10 時～午前 11 時 50 分

場所 広島県税務庁舎 3 階 305 会議室

- 1 開会
- 2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について
- 3 部会に属する委員の指名，部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について
- 4 議題
広島県重要文化財の指定について
- 5 報告
 - (1) 文化財の部会審議状況について
 - (2) 文化財の現地調査状況について
 - (3) 文化財の指定等について
 - (4) その他
- 6 閉会

- 文化財課
課長代理 : お待たせいたしました。ただ今から、「広島県文化財保護審議会」を開会いたします。
今回は、本年1月の委員改選後、初めての会議であり、会長がまだ選任されておられません。
会長が選任されるまでの間、私、文化財課課長代理の白井が進行役を務めさせていただきます。
なお、本日御出席の委員は、18名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。
開会に当たりまして、文化財課長の加藤が御挨拶を申し上げます。
- 文化財課
長 : 文化財課長の加藤でございます。本来であれば、教育長が出席させていただくところでございますが、他の用務により出席することができませんので、私が御挨拶を申し上げます。
今回、広島県文化財保護審議会委員の改選を行い、本日から、また新たな体制でスタートさせていただきます。皆様方には、委員就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。また、本日は、大変お忙しい時期にもかかわらず、総会に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。
さて、後ほど御説明いたしますが、昨年12月、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策について、国の文化審議会の第一次答申が公表されました。この答申では、文化財を地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承するため、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策及び地方文化財行政の推進という二つの柱が示され、今後、文化財保護法改正も含む文化財保護制度の見直しが行なわれることになっております。
県教育委員会といたしましては、このような国の動向を注視しながら、今後とも、文化財の適切な保存を基礎とした文化財保護行政を展開してまいりたいと考えております。
文化財保護審議会の委員の皆様におかれましては、このような教育委員会の取組に対し、それぞれの御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。
さて、本日は、委員改選後1回目の総会でございます。会長・会長職務代理者ほか部会構成などの新体制を決めていただいた上で、広島県重要文化財の指定等の御審議を行っていただくことなどを予定しております。
長時間となりますが、委員の皆様には、十分な審議をいただきますようお願いいたします。御挨拶といたします。
本日は、よろしく願いいたします。
- 文化財課
課長代理 : 今回は、今年1月の委員改選後、初めての会議ですので、委員の皆様への御紹介をさせていただきたいと思っております。委員名簿等をお配りしておりますが、本日の御着席の順に紹介させていただきます。
安藤福平委員、元広島県立文書館副館長でいらっしゃいます。
伊藤奈保子委員、広島大学大学院准教授でいらっしゃいます。
上藪四郎委員、笠岡市立竹喬美術館館長でいらっしゃいます。
岡崎環委員、広島修道大学非常勤講師・広島民俗学会常任理事でいらっしゃいます。
於保幸正委員、広島大学名誉教授でいらっしゃいます。
岸泰子委員、京都府立大学准教授でいらっしゃいます。
佐竹昭委員、広島大学名誉教授でいらっしゃいます。
鈴木康之委員、県立広島大学教授でいらっしゃいます。
竹下俊治委員、広島大学大学院教授でいらっしゃいます。
棚橋久美子委員、広島国際学院大学非常勤講師でいらっしゃいます。
中原ゆかり委員、愛媛大学教授でいらっしゃいます。
濱田宣委員、徳島文理大学教授でいらっしゃいます。
林武広委員、広島大学名誉教授・比治山大学教授でいらっしゃいます。
福本幸夫委員、元広島市安佐動物公園園長・前帝京科学大学教授でいらっしゃいます。

ます。

藤田盟児委員，奈良女子大学研究員教授でいらっしゃいます。

藤野次史委員，広島大学総合博物館教授でいらっしゃいます。

吉野由紀夫委員，東和環境株式会社顧問でいらっしゃいます。

なお，本日御欠席でいらっしゃいますが，秋山伸隆委員，熊原康博委員，鈴木理恵委員，福田道宏委員が，委員として就任されております。

また，前回の総会において，広島県重要文化財「短刀」の指定の調査審議のため，特別委員に推薦した，広島県銃砲刀剣類登録審査委員の石岡清秀さんが，昨年 11 月 10 日，特別委員に任命され，これまでの部会審議に加わっていただいております。

本日の審議に当たり，御説明を頂きますので，御紹介します。

石岡特別委員：石岡です。よろしくお願いします。

文化財課課長代理：続きまして，事務局の出席者を紹介させていただきます。
文化財課長の加藤謙でございます。

文化財課長：よろしくお願いします。

文化財課課長代理：本日は，委員の改選がありまして最初の会議ということでございますので，この審議会の概要について御説明します。

資料番号 6 を御覧ください。

文化財保護審議会は，2 の「根拠規定」にありますとおり，文化財保護法及び広島県文化財保護審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関です。この条例は，資料番号 7 としてお手元にお配りしておりますので，後ほど御参照いただきたいと存じます。

この審議会の任務は，3 の「設置目的及び任務」にありますとおり，広島県教育委員会の諮問に応じて，文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し，並びにこれらの事項に関して広島県教育委員会に建議することとなっております。主な諮問内容としましては，7 にありますように，広島県文化財の指定，国指定・県指定文化財に係る現状変更及び保存修理等，などがございます。

5 の「委員の現員」につきましては，現在 21 名となっております。他県状況等に鑑みて，今回の委員改選に合わせて 23 人から 21 人と 2 名減員し，最終的には，次回，平成 32 年 1 月 1 日の委員改選で 20 人とする予定です。

8 の「部会構成及び所管事務」につきまして，常任部会は，効果的・効率的な運営を促進するため，今回の委員改選に合わせて，従来の 10 部会から類似した文化財を取り扱う部会を統合し，6 部会としたところでございます。

これに加え，国宝・重要文化財が多数あり，島全体が特別史跡・特別名勝に指定されている厳島を対象とした厳島特別部会が置かれています。

委員の全体数は減少しましたが，再編後の常任部会の人数はおおむね増加し，これまでよりも多角的な見地からの調査審議が可能となると考えております。

9 の「会議」を御覧ください。会長は，条例第 4 条第 1 項の規定により，委員の互選によって定めることとしており，条例第 5 条第 1 項の規定により，会長が議長を務めることとしています。以下，「定足数」，「議決の方法」，「会議の公開」について，記しております。

10 の「特別委員」につきましては，条例第 6 条の規定により，特別の事項の調査審議させるため必要があるときに置くことができるとしており，現在，刀剣類の県重要文化財指定に係る調査審議のため，石岡特別委員を任命しています。

以上でございます。

文化財課課長代理：れでは引き続き，会長の選任及び会長職務代理者の指名に移らせていただきたいと思います。

先例によりますと，事務局が仮議長を指名し，新会長が選任されるまでの間，司会進行をしていただいております。本日もこの方法で進めてよろしいでしょうか。

全員：（異議なし）

文化財課：特に御異議もないようですので，前会長職務代理者の福本委員に仮議長をお願い

課長代理 いたします。
福本委員， 仮議長席にお着きください。

2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

- 仮議長 : それでは， 会長が選任されるまでの間， 私が司会を務めさせていただきます。 よろしくお願ひします。
広島県文化財保護審議会条例第4条第1項は， 「審議会に会長を置き， 委員の互選によってこれを定める。」 こととしております。
選任の方法としましては， 推薦による方法， 投票による方法の二通りがあります。 なお， 二名以上の推薦があった場合は， 投票により決定することになります。
推薦， 投票どちらの方法で行うかについて， 皆様に御意見を伺いたいと思ひます。
- 濱田委員 : これまでと同様に， 委員による推薦のほうがよろしいかと思ひます。
仮議長 : ただ今， 推薦という意見が出ましたが， 推薦ということではよろしいでしょうか。
全員 : (異議なし)
仮議長 : では， 推薦で会長を決定することにいたします。
どなたか， 会長を御推薦いただけますでしょうか。
- 濱田委員 : 福本委員は前期の会長職務代理者を務められ， また， 本審議会委員を長年にわたり務められており， 会長職や審議会の運営等について高い見識をお持ちだと思ひますので， 福本委員を会長に推薦します。
- 仮議長 : 私を会長にとの御推薦を頂きましたが， 他に推薦はありませんか。
(なし)
- 仮議長 : 他に推薦がないようですので， 皆様方の御協力を頂きながら， 務めてまいりたいと思ひておりますので， よろしくお願ひいたします。
- 文化財課 課長代理 : 会長が選任されましたので， まず会長職務代理者の指名をしていただきます。 広島県文化財保護条例第4条第3項は， 「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」 こととしております。 どなたかを指名してください。
- 会長 : それでは， 安藤委員に会長職務代理者をお願いしたいと思ひます。
文化財課 課長代理 : それでは， 御指名でございますので， 安藤委員， 会長職務代理者席にお移りください。
それでは， 新会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
- 会長 : ただ今， 会長に御推薦いただきました福本です。 私が会長職にふさわしいかどうか大変疑問ですが， 古参ということでもありますので， 安藤会長職務代理者及び皆様の御協力をいただきまして， 本会議がつつがなくスムーズに行われるように努力したいと思ひます。 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 文化財課 課長代理 : ありがとうございます。
今後は会長に議事を進めていただきたいと思います。 福本会長， よろしくお願ひいたします。

会議の公開について

- 会長 : まず， 審議会の会議の公開について取決めを行いたいと思ひます。 事務局から説明してください。
- 文化財課 課長代理 : 資料番号8を御覧ください。
会議の公開について， 教育委員会では， 所管する附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって透明性の向上を図り， 開かれた教育行政を推進するため， 平成13年にこの規則を制定いたしました。 広島県文化財保護審議会は， この規則の第1条にいう， 「附属機関等」 に該当します。
この規則の第2条第1項本文は， 「会議は公開するものとする」としております。
一方， 例外的に非公開とする場合がございます。 この規則の第2条第1項第1号の「広島県情報公開条例第10条に規定する開示情報が含まれる事項を議事とする会議及び」， 第2号の「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」， の「いずれかの会議は， その全部又は一部を非公開とするものとする」としております。
「広島県情報公開条例第10条に規定する不開示情報」とは， 例えば， 個人に関

する情報であって特定の個人が識別され、もしくは識別され得るもの、公にすることにより、なお個人又は法人の権利、利益を害するおそれがあるものなどがございます。

次に、この規則の第2条第2項は、「会議の公開」は「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行うもの」としております。この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の両方を組み合わせて会議の公開を行ってきております。

更に、この規則の第2条第3項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすることの決定は当該附属機関が行うもの」とするとしております。

なお、この規則の第3条から第6条までは、会議の傍聴について定めております。

本日、傍聴希望の方1人で、別室で待機しております。

以上でございます。

会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思っております。

ただし、「会議次第」の事項のうち、3の「部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について」は、人事に関する案件ですから、非公開が適当ではないかと思っております。

また、4の「議題」の「広島県重要文化財の指定について」は、指定が適当であると、この審議会が広島県教育委員会に答申しても、教育委員会の会議で決定するまでは調査審議中の案件です。

同様に、5の「報告」の(1)のイは、調査審議中の案件であると、事務局から報告を受けています。

したがって、「会議次第」の3「部会に属する委員の指名」などの案件と、4の「議題」、5の「報告」の(1)のイについては、非公開が適当ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

全員 : (異議なし)

会長 : 御異議もないようですので、「会議次第」の3の「部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について」、4の「議題」の「広島県重要文化財の指定について」及び5の「報告」の(1)のイは、非公開とします。

今後の会議の順番につきましては、3の「部会に属する委員の指名」などの案件を非公開とし、5の「報告」のうち、(1)のイ以外を公開とします。最後に4の「議題」及び5の「報告」の(1)のイを非公開として議事を進めてまいりたいと思っております。

【以下については、非公開で議事を進めたが、当日の会議で決定されたため、公開する。】

3 部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について

会長 : それでは、3の「部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について」を協議します。

先ほど、事務局から、広島県文化財保護審議会について説明がありましたように、審議会には、常任部会として建造物部会などの6部会と、厳島特別部会の、合わせて7部会が設置されております。委員の皆様には、それぞれの部会に所属していただき、調査・審議していただくわけですが、広島県文化財保護審議会条例第7条第2項は、「部会に所属させる委員」は、「会長が指名する」こととしております。

それぞれ専門的な部会でもありますし、事務局で案を作っていればそれを検討するというところでいかがでしょうか。異議ございませんか。

全員 : (異議なし)

会長 : 事務局に案がありますか。原案があれば、配付してください。

会長 : 原案のとおりでいかがでしょうか。

全員 : (異議なし)

会長 : 異議もないようですから、このとおり部会委員を指名させていただきます。なお、本日御欠席の委員には、事務局から連絡してください。

会長 : 続いて「部会長の選任及び部会長職務代理者の指名」について協議します。

広島県文化財保護審議会条例第7条第3項は、部会長は「その部会に属する委員の互選によってこれを定める」こととしております。また、同条第5項は、「部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」こととしております。

そこで、これから部会ごとに協議して部会長の選任と部会長職務代理者の指名をしていただきますが、各委員が複数の部会に重複して所属しておりますので、協議が円滑に進むように、部会の順番を事務局から示してください。

文化財課課長代理 : それでは、まず、建造物部会、伝統文化部会、天然記念物部会に分かれて協議してください。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

次に、美術工芸部会、名勝部会の協議をお願いします。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

次に、史跡・埋蔵文化財部会の協議をお願いします。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

最後に、巖島特別部会の協議をお願いします。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

会長 : それでは、結果が出たようですので、各部会の部会長、部会長職務代理者について事務局から報告をお願いします。

文化財課課長代理 : それでは、建造物部会から順に御報告させていただきます。
建造物部会 部会長 藤田委員, 部会長職務代理者 岸委員
美術工芸部会 部会長 上菌委員, 部会長職務代理者 棚橋委員
伝統文化部会 部会長 岡崎委員, 部会長職務代理者 中原委員
史跡・埋蔵文化財部会 部会長 鈴木康之委員, 部会長職務代理者 藤野委員
名勝部会 部会長 林委員, 部会長職務代理者 福本委員
天然記念物部会 部会長 於保委員, 部会長職務代理者 林委員
巖島特別部会 部会長 藤田委員, 部会長職務代理者 岡崎委員
以上でございます。

会長 : 以上で、人事に関する案件が終了いたしました。ここで5分間休憩いたします。
【以上、非公開】

5 報告 (1) 文化財の部会審議状況について

会長 : ただ今から、議事を再開します。

5の「報告」の(1)のア「名勝部会(名勝帝釈川の谷〔帝釈峡〕の現状変更)」について、名勝部会の林部会長から説明してください。

林名勝部会長 : 資料番号2を御覧ください。

名勝部会では、庄原市東城町にあります名勝帝釈川の谷(帝釈峡)において、公衆便所を新設する現状変更許可申請書が平成29年10月19日付けで提出されたことを受け、10月30日午後に現地調査及び会議を行いました。

(キ)の「現地調査及び会議」を御覧ください。

bのとおり、申請内容の修正を求め、意見を踏まえた内容に修正されたときは、了承することといたしました。具体的には、(a)から(e)までは建造物、つまり公衆便所そのものに関する修正意見です。(f)から(h)までは、建築工事に関する意見です。(i)は、公衆便所の供用後、河川の水質を汚濁しないよう注意を促す意見を述べています。

(ク)の「部会後の状況」をご覧ください。

上記意見を踏まえた修正について名勝部会員の了承を得た後、文化庁へ現状変更申請書を副申しました。その結果、文化庁では1月19日付けで許可をしております。

以上でございます。

会長 : ありがとうございます。ただ今の説明について、御意見、御質問等ありましたら、御発言をお願いします。
(なし)

5 報告 (2) 文化財の現地調査状況について

会長 : 次に、(2)の「文化財の現地調査状況について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号3の1ページを御覧ください。

まず、「県重要文化財『絹本著色不動明王像』の保存」について御説明いたします。

(エ)の「経緯」のaにありますように、この絵画には、昨年9月に広範囲にカビが発生したことを確認しました。その後、施設内の環境改善や燻蒸を行い、カビの増殖は抑えられたものの、bにありますように、画面に残ったカビへの対処及び今後の保存対策をどうするかという課題があったため、伊藤美術工芸部会長の了承を得て、仏教美術が御専門の濱田委員により、専門的な見地から調査し、指導助言を受けることとしました。

(オ)の「調査結果」にありますとおり、現状のまま放置すると、カビの増殖や経年劣化の進行によって画面の毀損を招くおそれがあることから、本紙から裏打ちを除去し、カビの根本的な除去を行うとともに、この機会に画面の絹皺の折れ伏せ等の経年劣化に伴う保存修理を行うことが効果的との意見を頂きました。

(カ)の「調査後の状況」にありますように、現地指導を踏まえ、カビの根本的な除去と経年劣化に伴う保存修理を併せて実施することとしました。本年度の県・市補助事業として事業化し、文化財修理の専門業者に委託して修理に着手し、本年3月末までに完了の予定です。

次に、2ページを御覧ください。イの「県天然記念物『行徳八幡神社の大木群』の管理」について御説明いたします。

(エ)の「経緯」にありますように、平成29年10月22日の台風21号の影響により、当該天然記念物のうちイチョウの枝が折損・落下し、建物の一部を破損したため、10月26日に所有者からき損届が提出されました。他にも今後折損・落下する危険性のある枝があるため、当該天然記念物による周囲の建物等への影響を所有者は懸念しており、当該天然記念物の管理について広島県文化財保審議会委員の指導を希望しました。これを受けて、府中市教育委員会から広島県文化財保審議会委員の派遣依頼が提出されたため、天然記念物部会の植物生態学を専門とする竹下委員、吉野委員と共に、現地調査を行いました。

(オ)の「調査結果」にありますとおり、県天然記念物の状況や、管理のための方策等についての御意見を頂きました。

(カ)の「調査後の状況」にありますように、当該天然記念物については、12月15日付けで所有者から現状変更申請が提出され、12月20日付けで許可しました。平成30年1月9日付けで現状変更の完了報告書が提出されました。

最後に、3ページを御覧ください。ウの「県天然記念物『本地のクロガネモチ』の管理」について御説明いたします。

(エ)の「経緯」にありますように、当該天然記念物の樹勢衰退を所有者が懸念しており、当該天然記念物の管理について広島県文化財保審議会委員の指導を希望しました。これを受けて、北広島町教育委員会から広島県文化財保審議会委員の派遣依頼が提出されたため、天然記念物部会の植物生態学を専門とする吉野委員と共に、現地調査を行いました。

(オ)の「調査結果」にありますとおり、県天然記念物の状況や、管理のための方策等についての意見を頂きました。

(カ)の「調査後の状況」にありますように、管理のための方策等について、北広島町教育委員会と所有者が協議を行う予定です。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

5 報告 (3) 文化財の指定等について

会長 : 次に、(3)の「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号4を御覧ください。

「登録有形文化財(建造物)の登録」について説明します。

平成29年11月17日に国の文化審議会は、庄原市春田町にあります「瀧口家住宅長屋門及び診療所」ほか8件を、国の登録有形文化財(建造物)の登録原簿に登録するよう答申を行いました。近く、3月頃、登録原簿に登録される予定です。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)

5 報告 (4) その他

会長 : 次に、(4)の「文化審議会『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について』(第一次答申)について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号5を御覧ください。

平成29年12月8日に国の文化審議会は、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申)を文部科学大臣に答申しました。お配りしている資料はこの概要版です。

答申の趣旨は、過疎化・少子高齢化の急速な進行などの社会状況の変容に伴い消滅の危機に瀕した文化財について、未指定文化財も含めた取組の充実、継承の担い手の確保など、多くの方が参画し、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を提案するもので、大きく二つの方策が示されています。

一つは、「これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」、二つ目は「地方文化財行政の推進力強化」です。

一つ目の「これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」につきましては、二つの施策が提案されています。

第一は「総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化」です。これは、国が策定する指針、都道府県が策定する域内の大綱的な方針・計画に基づき、市町村が、単独で、あるいは他市町村と共同で、地域の文化財に関するマスタープランとして総合的な地域計画を策定できる、というものです。

第二は「個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充」です。これは、個々の文化財に対する「保存活用計画」の策定を制度上位置付けるとともに、管理責任者が文化財所有者の支援等を行う機能を付与することや、文化財の保存修理等の相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備の検討など、文化財の担い手を拡充するものです。

また、方策の二つ目の「地方文化財行政の推進力強化」については、地方公共団体の文化財に係る体制の充実、更に文化行政の一元化や景観・まちづくり等との関連性を考慮し、文化財保護に関する専門的・技術的判断等を担保するため地方文化財保護審議会設置を制度上明確化する等を条件に、文化財保護の所管を教育委員会から首長部局に移管できるようにすべきとの具体策が示されています。

国においては、答申を踏まえて、文化財保護法改正案を今通常国会に提出するとともに、具体的な施策の検討を進め、実施する予定と聞いております。

県教育委員会といたしましては、このような国の動向を踏まえながら、今後の本県における文化財の適切な保存・活用方策について、県文化財保護審議会を始めとする関係者と連携しつつ、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)
- 会長 : ないようですので、5の「報告」を終わらせていただきます。
以上で、公開の議事が終了しました。
なお、傍聴の方は入室されませんでした。

4 議題 広島県重要文化財の指定について

【以下については、非公開で議事を進めたが、平成30年3月13日の広島県教育委員会3月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

- 会長 : それでは、ここからは、非公開で議事を進めます。
4の「議題」の「広島県重要文化財の指定について」を審議します。
今回の案件は、福山市の[]氏から申請の「短刀」です。
この案件は、平成29年10月16日付けで、広島県教育委員会教育長から広島県文化財保護審議会会長宛てに諮問がなされ、同日付けで美術工芸部会に付託したものでございます。
この件について、美術工芸部会から御説明をお願いします。
- 伊藤委員 : 資料番号1を御覧ください。
「短刀」については、平成29年8月7日付けで指定申請がなされ、平成29年11月27日に美術工芸部会員5名と石岡特別委員により現地調査及び審議を行い、また、12月22日にも審議をいたしました。
調書案については、石岡特別委員が執筆されました。まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、石岡特別委員に補足説明をしていただきます。
- 事務局 : (調書案朗読)
(写真等映写)
- 石岡特別委員 : (写真等説明)
- 伊藤委員 : 以上のことについて、前の部会で審議した結果、「短刀は広島県重要文化財の指定に値する。ただし、指定名称は『短刀 銘口州国分寺住人助国作 嘉暦二年正月日』とする。」と判断いたしました。
- 会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成29年12月22日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、12月28日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。
それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
(なし)
- 会長 : ないようでしたら、「短刀は広島県重要文化財の指定に値する。ただし、指定名称は『短刀 銘口州国分寺住人助国作 嘉暦二年正月日』とする。」旨答申することに、御異議ありませんか。
- 全員 : (異議なし)
- 会長 : それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。
なお、美術工芸部会から、今回の短刀の指定に伴い、過去に広島県重要文化財に指定した刀剣類の一部について、名称変更が適当であるとの報告を受けています。
まず、事務局から、資料を配付してください。
その後、美術工芸部会から説明してください。
- 伊藤委員 : お配りした資料「広島県重要文化財の指定名称の変更について(案)」を御覧ください。
今回の短刀の指定に係る美術工芸部会の審議の結果、指定名称については、国の取扱いに準じて、銘を含む名称とすることが適当であると判断しました。
なお、過去の刀剣類の広島県重要文化財では、在銘のものは基本的に銘を含む指定名称としていましたが、平成7年及び8年に指定された太刀2件は、在銘ですが、指定名称は「太刀」のみとなっています。

このため、今回の短刀の指定に合わせて、刀剣類の指定名称の統一を図るとともに、分かりやすい名称とするため、当該太刀2件の指定名称を、それぞれ、「太刀 銘備後国三原住正興作 天文二年八月日」、「太刀 銘助国」に変更することが適当であると判断しました。

会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましても、12月28日付けで、美術工芸部会長から、当該太刀2件の名称変更が適当である旨の報告を頂いております。

それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

(なし)

会長 : ないようでしたら、平成7年及び8年に指定された太刀2件の名称を、それぞれ、「太刀 銘備後国三原住正興作 天文二年八月日」、「太刀 銘助国」に変更することが適当である旨、今回の短刀の指定の答申の関連事項として、併せて答申することに御異議ありませんか。

全員 : (異議なし)

会長 : それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。
以上で、4の「議題」の議事が終了しました。

5 報告 (1) 文化財の部会審議状況について

【以下については、非公開で議事を進めたが、平成30年5月19日に現状変更の許可が得られたため、公開する。】

会長 : 最後に、5の「報告」の(1)の「文化財の部会審議状況」に移ります。イの巖島特別部会の審議状況について、巖島特別部会から説明してください。

藤田巖島特別部会長 : 資料番号2の3ページを御覧ください。巖島特別部会の審議状況について報告します。

廿日市市宮島町にあります特別史跡及び特別名勝巖島において、旧宮島支所庁舎建物撤去及びそこに地域拠点施設建物新築をする現状変更許可申請書が平成29年10月10日付けで提出されました。

(カ)の「現地調査及び会議」を御覧ください。

同年12月11日に現地調査及び開催し、bのとおり、申請者である廿日市市に対し、申請内容の修正を求め、建物撤去については、防音シートの色は「目立たない色調」とする意見を踏まえた内容に修正されたときは、了承すること、新築する建物の形状については、意見を踏まえた内容に修正されたときは、再度審議することといたしました。

(キ)の「部会後の状況」をご覧ください。

建物撤去については、修正内容、つまり解体作業に伴う防音シートの色合い等を適正なものに変更するという内容を、前部会長職務代理者の私が確認し、了承しました。その結果を受けて、平成30年1月4日付けで現状変更申請書が提出され、文化庁に副申しました。

新築される建物の形状については、bの(a)から(g)までの意見を踏まえた修正を申請者の廿日市市が行っています。その結果を受けて、再度審議することになります。

以上でございます。

会長 : ありがとうございます。ただ今の説明について、御意見、御質問等ありましたら、御発言をお願いします。

会長 : 4ページにイメージ図が掲載されていますが、これについて補足説明していただけますか。

藤田巖島特別部会長 : 4ページの上のイメージ図が、旧宮島支所庁舎跡に新築しようとする建物です。

この案に対して、もう少し宮島の建造物の特色を盛り込むよう指示しました。

また、4ページの下に、完成イメージ図として、現況写真の中に旧庁舎の写真が写っているものと、今回新築する地域拠点施設を入れ込んだモンタージュ写真を掲

載しています。新築建物は、旧宮島支所庁舎よりも高さを抑え、千畳閣に対しても目立たないぐらいの高さ、規模、形状になっていますので、基本的には認める方向とする審議結果となっています。

会長 : ありがとうございます。改めて、何か御質問はありますか。
(なし)

会長 : 以上で、5の「報告」の議事が終了しました。

会長 : そのほか、何か御意見等がございますか。
(なし)

会長 : ないようですので、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。

それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。

文化財課 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。以上で広島県文化財保護審議
課長代理 会の全ての議事を終了いたします。

閉会に当たり、文化財課長が御挨拶を申し上げます。

文化財課 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

課長 委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。

本日答申いただきました案件につきましては、指定に向けた手続を進めてまいります。

また、本日、各部会の体制が決まりました。今後、現地調査や部会審議等で、委員の皆様方に様々御連絡をさせていただき、現地や県庁へお越しいただくことが多くなると思いますが、何卒よろしく願いいたします。

今後とも引き続き広島県の文化財保護の発展のために御支援賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

文化財課 : 以上で広島県文化財保護審議会平成29年度第2回会議を閉会いたします。
課長代理 どうもありがとうございました。